

倉敷民商 小原・須増さんの上告を棄却した 最高裁の判断に断固抗議する

最高裁判所第三小法廷は5月29日、岡山県連倉敷民商の小原淳事務局長、須増和悦事務局次長が2015年12月7日の高裁判決を破棄するよう求めていた税理士法違反事件について「上告棄却」を決定した。

最高裁には、口頭弁論を開き公正な判決を求める12万3000人分を超える要請書が届けられ、最高裁への上告以来、29カ月間欠かさず最高裁に対する要請行動が行われてきた。

こうした声を無視し、弁論も開かず、小原、須増両氏をはじめ、弁護団や税理士が提出した上告趣意書を「単なる法令違反の主張」「事実誤認」などと切り捨てた最高裁の判断に満身の怒りを込めて抗議する。

小原さんと須増さんは誰にも被害を与えていない。民商会員が行った申告にも何ら問題がなかったことを広島高裁は認めている。

にもかかわらず、税務書類の作成を他人の求めに応じて反復継続したというだけで税理士法違反の罪に問い、小原さん、須増さん、禰屋町子さんら3人の事務局員全員を逮捕し、小原さんと須増さんは184日、禰屋さんに至っては428日間も勾留した。民商事務所からはパソコン、会員名簿、会議やニュースの原稿などを押収しており、事務所機能まで奪う捜査自体、組織弾圧に他ならない。

税理士法や国税庁の解釈通達を悪用し、自主計算・自主申告の運動を弾圧し、団体自治を踏みにじる憲法違反の行為を「合憲」とする判断を断じて容認するわけにはいかない。

同じ税理士法違反に問われた禰屋さんをめぐって高裁は、有罪とした一審判決を破棄・差し戻しにした。この段階で下された今回の判断には、禰屋裁判に影響を与えようという黒い意図を感じざるを得ない。こうした策動を打ち破り禰屋裁判での勝利をめざす決意である。

納税者が自主申告のために仲間と相談し、助け合うのは自然な行為であり、誰からもとがめられるいわれはない。「納税者の権利宣言」(第5次案)を力に、憲法に基づく税制・税務行政の確立をめざすとともに、自主計算・自主申告活動のさらなる発展と組織の拡大強化を推進し、不当な最高裁判断を実質的に打ち破るたたかいに全力をあげる。

2018年5月31日

全国商工団体連合会 会長 太田 義郎
岡山県商工団体連合会 会長 奥田伸一郎